

## 第2節 広報

### ○鹿児島県警察の広報業務に関する訓令

(平成26.1.28  
鹿児島県警察本部訓令2)

改正 令和3.3訓令13

(目的)

**第1条** この訓令は、鹿児島県警察（以下「警察」という。）の広報業務を有効かつ効果的に実施するため、必要な事項について定めることを目的とする。

(広報業務の意義)

**第2条** この訓令において広報業務とは、新聞、放送、各種出版物等のあらゆる広報媒体を通じて、警察の活動を正しく県民に知らせるための広報活動と広聴会、世論調査等を通じて県民の意思を把握し、これを警察運営に反映させるための広聴活動をいう。

(所属長の責務)

**第3条** 警察本部（以下「本部」という。）の各部課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」と総称する。）は、所掌事務を円滑に行うため、常に効果的な広報業務に努めるとともに、広報官が行う総合的な広報業務についての資料を積極的に提供しなければならない。

本条…一部改正〔令和3.3訓令13〕

(広報官の責務)

**第4条** 広報官は、第2条の広報業務を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 報道機関、官公庁その他諸団体との連絡及び調整に関すること。
- (2) 広報業務に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (3) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (4) 所属長が行う広報業務に関する援助、協力、連絡及び調整に関すること。
- (5) 警察職員（以下「職員」という。）に対する指導教養に関すること。

〔鹿児島警47〕・

② 4761

- (6) 広報連絡会議に関する事。
- (7) 警察音楽隊に関する事。
- (8) その他広報業務に必要な事項に関する事。

(広報担当者)

**第5条** 広報業務の円滑な推進を図るため、本部各課、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校並びに警察署（以下「所属」と総称する。）に、広報担当者及び広報担当補助者を置く。

- 2 広報担当者は、本部各課にあっては理事官（相談広報課にあっては広報官）、科学捜査研究所にあっては副所長、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊にあっては副隊長、警察学校にあっては副校長、警察署にあっては副署長又は次長の職にある者をもって充てる。
- 3 広報担当者は、広報官と緊密な連絡を保ち、各所属における報道機関との連絡及び調整並びに広報業務の処理及び職員の指導教養に当たるものとする。
- 4 広報担当者を補佐させるため、各所属に警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員の中から広報担当補助者を置くものとする。

本条…一部改正(令和3.3訓令13)

(広報連絡会議)

**第6条** 広報官は、広報業務の総合的運営と効果の高揚を図るため、毎月1回又は臨時に本部の広報担当者を招集し、広報連絡会議を開くものとする。

- 2 前項の広報連絡会議では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 翌月の広報重点事項
- (2) 翌月の県広報企画連絡会議提案事項
- (3) 広報業務の推進方策
- (4) その他広報業務推進に必要な事項

(広報媒体の活用)

**第7条** 広報担当者は、新聞、放送その他のあらゆる広報媒体を活用し、機会あるごとに効果的な方法で広報業務を行うものとする。

(本部の広報活動)

**第8条** 所属（警察署を除く。）は、おおむね次に掲げる本部の広報活動を行うものとする。

- (1) 所掌事務に関する警察関係法令、条例、規則等で、県民に周知徹底を要する事

項等の広報に關すること。

- (2) 所掌事務に關する活動狀況及び県民の協力、理解を求める必要のある事項等の広報に關すること。

(警察署の広報活動)

**第9条** 警察署は、おおむね次に掲げる広報活動を行うものとする。

- (1) 本部で決定した広報重点事項の広報に關すること。
- (2) 警察署で自主的に企画した広報活動に關すること。

(職員の心構え)

**第10条** 職員は、常に良好な市民応接を實踐し、報道の公共性と使命を認識するとともに、広報担当者の指示により、県民の支持と協力を得られるような広報活動を行うものとする。

(広聴活動)

**第11条** 広聴活動は、所掌事務に關する県民の要望、意見等を調査し、かつ、これを適切に警察運営に反映させるものであるので、次に掲げる方法により効果的に行うものとする。

- (1) 所属長は、必要に応じ警察に対する県民の要望、意見を聴くための広聴会等を開催するほか、アンケート調査を実施する。
- (2) 職員は、平素の業務等を通じ広聴活動に当たり、県民の要望、意見の把握に努める。

(警察活動に關する積極的な広報)

**第12条** 所属長は、各種警察活動について積極的な広報を行うための広報素材を収集し、報道機関への提供、広報紙(誌)への登載等に活用しなければならない。

(報告等)

**第13条** 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、写真その他必要な資料を添えて、速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 重要かつ特異な事件又は事故が発生して広報の必要があると認められる場合
- (2) 所属職員の表彰、善行等広報上有益と認められる事案があった場合
- (3) その他広報上参考となる事案が発生した場合

附 則

- 1 この訓令は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 鹿児島県警察の広報業務に關する訓令(平成10年鹿児島県警察本部訓令第25号)

は、廃止する。

附 則 (令和3.3.25訓令13)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。